

福造発第 32 号  
平成 30 年 3 月 14 日

会 員 各 位

(一社) 福島県造園建設業協会  
会長 諸井 道雄

**造園技能検定について (案内)**

標記の件につきましては下記のとおりです。

受検ご希望の方には受検案内と申請書をお送りいたしますので、4月10日までに  
ご連絡ください。なお、受検資格については別紙1のとおりです。

記

1. 受検申請受付期間 : 4月4日(水) ~ 4月17日(火)
2. 試験日程 : 実技試験 6月5日 ~ 9月9日 の指定日  
学科試験 1、2級 8月19日(日) ・ 3級 7月15日(日)
3. そ の 他 : 本人確認書類の添付、受検料について、別紙2「重要なお知らせ」  
をご覧ください。

FAX : 024-593-5959 県造協 行

切り取らず、このまま FAX して下さい。

会社名 \_\_\_\_\_

1 級…                      部                      2 級…                      部                      3 級…                      部

合計…                      部

## 受検資格

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

受 検 対 象 者 (*1)	特級	1 級		2 級		3 級 (*4)	単 一 等 級
	1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後		
実務経験のみ		7			2	0 *7	3
専門高校卒業 *2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 *2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0
大学卒業 *2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0
専修学校*5又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上	6	2	4	0	0 *8	1
	1600h以上	5			0	0 *8	1
	3200h以上	4			0	0 *8	0
短期課程の 普通職業訓練修了後 *3	700h以上	6			0	0 *9	1
普通課程の 普通職業訓練修了後 *3	2800h未満	5			0	0	1
	2800h以上	4			0	0	0
専門課程の高度職業訓練修了 *3		3	1	2	0	0	0
応用課程の高度職業訓練修了			1		0	0	0
長期課程の指導員訓練修了			1		0	0	0
職業訓練指導員免許取得			1		0	0	0

- \*1：職業訓練校、高校、大学等において検定職種に関する訓練科や学科を修めた者(免除を取得した者)に限り適用されることを意味する。
- \*2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- \*3：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- \*4：3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。
- \*5：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学入学資格付与課程以外の専修学校。
- \*6：受検資格判定等で困難が生じる場合、職歴証明証を求める場合があります。
- \*7：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- \*8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- \*9：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

# 技能検定に関する重要なお知らせ

H29年度後期(今期)より受検申請に際し2つの大きな変更点がありますので下記をご参照頂き、円滑な申請をよろしくお願い致します。

## 1 本人確認書類の添付について

受検申請される方は、本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証等）のコピーが必要となります。

※ 本人確認書類提出用紙（受検申請書に同封又は当協会ホームページよりダウンロード可能）を使用し貼付けしてください。

※ 提出がない場合は受検できません。

## 2 受検料の減額について

### ① 対象者

(1) 35歳未満（受検申請年の4月1日現在で35歳に達していない者）

(2) 35歳未満でかつ※在校生・訓練生の場合さらに減額されます（3級のみ）

在校生…受付時に大学・短期大学・高等学校・専修学校・各種学校等に在籍している者  
（検定受検職種に関連するもの）

訓練生…受付時に公共職業能力開発施設等に在籍している者（離職者に限る）

### ② 減額内容 2級（技能五輪含む）・3級実技試験受検手数料の一部

対象者	免除前の額	免除額	免除後の額
(1)の方	13,100円	9,000円	4,100円
	14,900円	9,000円	5,900円
	17,900円	9,000円	8,900円
(2)の方 ( <u>3級のみ</u> )	9,900円	7,000円	2,900円
	11,900円	9,000円	2,900円

詳細は、平成29年度後期技能検定受検案内をご参照下さい。

※特級・1級・単一級は、減額はありません

※学科試験受検手数料は3,100円に変更ありません

お問い合わせは TEL024-525-8681 福島県職業能力開発協会 技能振興課まで